|  |
| --- |
| 印  紙 |

請　　書（工事）

１　工事名

２　工事箇所　　　さくら市

３　工期　　　自　　　　令和　　　年　　　月　　　日

至　　　　令和　　　年　　　月　　　日

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |

４　請負代金額

　　　　　　　　　　うち取引に係る消費税及び地方消費税額　　　　　　　　　　円

　上記工事については、さくら市財務規則及び裏面に記載した契約事項を確実に守り履行することを誓約し、請書を提出いたします。

　　　　　　年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　受注者　　住　　　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　商号又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名　　　　　　　　　　　　㊞

　さくら市長　　　　　　　　様

（裏）

　（契約事項）

１　受注者は、表記の請負代金額をもって、表記の工事を表記の工期において完成すること。この請書に定めるもののほか、別冊の図面及び仕様書に従い、契約を履行すること。

２　発注者より工程表の提出を求められた場合は、７日以内に工程表を作成し、提出すること。

３　受注者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、継承させ、又は担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

４　受注者は、発注者の定めた監督職員の指示があったときは、これに従い、施工すること。

５　発注者が必要があると認めるときは、工事内容を変更し、又は工期の全部若しくは一部の施工を一時中止されても異議がなく、これにより工期又は請負代金額を変更する必要があるときは、発注者と協議して書面により定めること。

６　工事が完了したときは、直ちに発注者に書面により通知してその検査を受け、検査に合格したときは、遅滞なく書面を添えて工事目的物を引き渡すこと。

７　検査の時期は、発注者が前項の通知を受けた日から起算して14日以内の日とし、支払いの時期は、検査合格後発注者が適法な支払い請求書を受理した日から起算して40日以内とすること。

　　なお、契約代金の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき遅延日数に応じ、契約締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第８条第１項の規定により決定する率を乗じて計算した額（年当たりの割合は、年の日を含む期間についても、365日の割合とする。100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）の支払を発注者に請求することができる。

８　受注者の責めに帰すべき事由により履行期限内に工事を完了することができない場合において、発注者は、契約金額につき遅延日数に応じ、前項の例により計算した額の支払を受注者に請求することができる。

９　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

　(1)　正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。

　(2)　その責めに帰すべき事由により、履行期間内に工事が完了しないと明らかに認められるとき。

　(3)　前２号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。

　(4)　前項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。

　(5)　受注者（受注者が共同企業体であるときは､その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

　　ア　役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

　　イ　暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

　　ウ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

　　エ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

　　オ　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

　　カ　下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

　　キ　受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

10　受注者が、前項の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、契約金額の10分の１に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

11　受注者は、この契約の履行に当たり、不当介入等（暴力行為、脅迫行為又はこれに類する行為、威圧的又は乱暴な言動により嫌悪感を与える行為、正当な理由なく面会を強要する行為、正当な権利行使を仮装し、又は社会的常識を逸脱した手段により金銭又は権利を不当に要求する行為、その他秩序の維持、安全確保又は契約の履行に支障を生じさせる行為をいう。）を受けた場合は、き然として拒否し、その旨を速やかに発注者に報告するとともに警察に届け出ること。また、警察の捜査に協力すること。

12　この請書に定めのない事項についてはさくら市財務規則に定めるところによるものとし、この請書、さくら市市財務規則ともに定めのないものについては、必要に応じて発注者と協議して定める。